

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成16年1月7日

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第11条の規定に基づき、「武蔵小杉駅南口地区西街区第一種市街地再開発事業」に係る条例環境影響評価方法書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為者

川崎市中原区新丸子東三丁目473番7号
武蔵小杉駅南口地区西街区市街地再開発準備組合
理事長 大野 省吾

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名称

武蔵小杉駅南口地区西街区第一種市街地再開発事業

(2) 種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第3種行為)

高層建築物の新設(第1種行為)

住宅団地の新設(第3種行為)

大規模建築物の新設(第2種行為)

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市中原区小杉町三丁目地内

4 指定開発行為の目的及び内容

(1) 目的

共同住宅の建設及び公共施設の整備

(2) 内容

ア 全体

(ア) 区域面積：約14,100㎡(宅地 約7,500㎡、公共施設 約6,600㎡)

(イ) 住戸数：約310戸

(ウ) 計画人口：950人

イ 宅地

(ア) 建築敷地面積：約7,500㎡

(イ) 建築面積：約5,390㎡

(ウ) 建ぺい率：約72%

(エ) 延床面積：約71,800㎡

(オ) 容積対象床面積：約49,500㎡

- (カ) 容積率：約 660%
- (キ) 建物階数：地上 37 階、地下 3 階
- (ク) 建物高さ：約 140 m
- (ケ) 建物構造：鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造
- (サ) 住宅戸数：310 戸
- (シ) 計画人口：約 950 人
- (ス) 駐車場台数：約 400 台
- (セ) 駐輪場台数：約 1,150 台

ウ 公共施設

- (ア) 公園：約 1,100 m²
- (イ) 道路：約 5,500 m²

5 指定開発行為の施行期間

平成 18 年度～平成 23 年度

6 条例環境影響評価方法書の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期 間

平成 16 年 1 月 7 日（水）から平成 16 年 2 月 20 日（金）まで

(2) 場 所

幸区役所、幸区役所日吉出張所、中原区役所及び本庁（環境局環境評価室）

(3) 時 間

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。